

亀山市告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和2年8月31日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 20203
- 3 路線名 今福下白木線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
白木町字中里3122番地先から白木町字中里3121番地先まで	旧	78.00	最小	3.08
			最大	5.00
	新	78.00	最小	6.50
			最大	13.02